

議案第 34 号

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

債権区分の見直しに伴う改正

飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例（令和2年飛驒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	農林部
提案理由	債権区分の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>本条例制定時（令和2年3月）に、公債権に係る延滞金の規定を設けていたが本来、当該条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）により私債権区分で運用すべきものであることが判明したため、今回の飛騨市私債権管理条例の制定に合わせ、延滞金に係る規定を削除するもの。</p> <p style="text-align: right;">（第12条関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	